

日本ガイシホール使用規則

名古屋市総合体育館NK共同事業体

本使用規則は、公益財団法人 名古屋市教育スポーツ協会（以下「当協会」という。）が管理する「日本ガイシホール」の使用について定めるものです。

1 開館日

毎年1月4日から12月28日までとなります。ただし、保守点検等により休館することがあります。

2 使用時間

原則として、午前9時から午後9時までとなります。ただし、事前のお申し出により使用時間の延長が可能です。

3 使用申込方法

(1) 使用希望の申込開始は、使用希望日の属する月の18月前からとなります。電話又は下記窓口において、使用希望の申込を行ってください。

日本ガイシホール 事業誘致課

〒457-0833 名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 TEL (052) 614-3111

(2) 使用希望者から受け付けた使用希望日程について、当協会において調整を行います。

(3) 調整の結果、決定をした日程について、使用申込確認表（様式1）を送付いたします。

(4) 使用申込確認表を受け取った後、使用申込書（様式2）に必要事項を記入し、次の（5）に掲げる期日までに提出してください。また、日本ガイシホール以外の施設を併用して使用する場合は、併せて当該施設の使用申込書を提出してください。

(5) 使用申込書の提出期限は、使用期日の属する月の6月前までとなります。ただし、使用期日の属する月の6月前より後に使用申込確認表を受け取った場合は、その日程を決定した日から2週間以内に使用申込書を提出してください。

(6) 使用申込確認表を受け取った後に、日本ガイシホール又は併用で使用する施設の使用を取り消す場合は、使用予定取消依頼書（様式3）を提出してください。

(7) 使用申込書及び使用予定取消依頼書の提出先は、（1）に記載する場所となります。

4 使用許可及び支払い

(1) 使用申込書を受領後に納入通知書を送付します。利用料金の3割相当額を納入されますと、使用許可書を交付いたします。

(2) 利用料金の残金については、使用期日の10日前までに納入してください。

(3) 使用期日の10日前より後に使用申込確認表を受け取った場合は、速やかに利用料金の全額を納入していただきます。

(4) 延長料金、附属設備利用料等については、使用后3週間以内に納入してください。

5 下見・打合せ

(1) 催事を円滑に進行させるため、必要に応じて下見や打合せを行ってください。

(2) 遅くとも使用期日の2週間前までに、催事の詳細について確認するための最終打合せを行っていただきます。

6 利用料金

- (1) 利用料金は、別表1のとおりです。
- (2) 附属設備利用料は、別表2のとおりです。
- (3) 料金には、すべて消費税が含まれています。

7 利用料金の還付

既納の利用料金は、原則として還付いたしません。次の場合に限りそれぞれの額が還付されます。

- (1) 使用者の責めに帰することができない事由によって使用することができなくなった場合は、未使用の利用料金については全額還付いたします。
- (2) 使用期日の10日前までに使用の許可の取消しを申し出たときは、利用料金の3割相当額を除いた金額を還付いたします。

8 使用の制限

次のいずれかの事項に該当するときは、使用の受付又は使用の許可をすることができません。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
- (2) 喧騒が予想され、場内外の秩序を乱し、事故のおそれがあるとき。
- (3) 建物又は施設等を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (4) 暴力団の利益になるような使用をするとき。
- (5) その他、当協会が不適當であると認めたとき。

なお、使用の許可については、条件を付することがあります。

9 施設の使用許可の取消等

次の事項に該当する場合は、使用許可後又は施設使用期間中においても、使用条件の変更・使用の中止・使用許可の取消等の処置をすることがあります。

- (1) 所定の期日までに利用料金の残金を納入しないとき。
- (2) 使用申込書に虚偽の記載があったとき、又は許可した使用の目的・内容と異なる目的・内容で利用しようとするとき。
- (3) 使用を許可された場所以外で、作業や催事を行ったとき。
- (4) 使用許可条件、本使用規則及び当協会の指示を順守しなかったとき。
- (5) 関係官公庁への届出を怠ったり、その指示に従わないとき。
- (6) 災害その他不可抗力によって、施設の使用ができなくなったとき。
- (7) 施設の使用権の全部又は一部を第三者に譲渡あるいは転貸したとき。
- (8) その他、当協会が不適當であると認めたとき。

10 施設使用上の禁止事項

使用者は、施設内及び敷地内において下記の行為をし、又は入場者その他第三者をしてこれらを行わせることはできません。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為
- (2) 指定する場所以外での飲食、喫煙及び火気を使用すること。
- (3) 許可を受けずに飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (4) 許可を受けずに広告類を掲出し、又は配布すること。
- (5) 許可を受けずに指定場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は引き入れること。
- (6) 建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為
- (7) 他人の迷惑となるような物品の持ち込みその他の行為
- (8) でい酔者又は保護者の同行しない6歳未満の者が入場すること。
- (9) 施設の附属物品を無断で使用又は移動すること。
- (10) 指定する場所以外へ廃棄物、ごみ等を捨てること。
- (11) 許可を受けずに募金活動をする事。
- (12) その他管理上支障があると認められる行為

11 使用者の責務

- (1) 使用者は関係法令を順守し、常に善良な管理者の注意をもって使用するものとし、すべて使用者の責任と費用において、催事の運営及び催事のための必要な作業を行い、使用者、出演者、参加者または観客などに事故が生ずることが無いように安全管理に努めてください。
- (2) 使用を終了したときは、使用施設、備品設備及び控室を原状に回復してください。使用中（設営・撤去・占用時間を含む。）に使用中止の指示を受けた場合も同様とします。
- (3) 使用中に施設内及び敷地内において発生した事故等については、当協会に故意又は重大な過失がない限り、すべて使用者に責任を負っていただきますので、事故防止には万全を期すようにしてください。
- (4) 会場及び周辺の警備については、使用者の責任において、警備担当者の配置を行い、交通整理、場内整理、盗難・火災等の防止に努めてください。
- (5) 損害賠償保険、傷害保険など必要な保険には使用者が加入してください。
- (6) 関係官公庁への届出は、使用者が行ってください。
- (7) その他、施設の使用にあたっては、当協会の指示に従っていただきます。

12 原状復帰の義務

- (1) 使用者は使用終了後ただちに使用施設、備品設備を原状に回復し、当協会の点検を受けてください。
- (2) 使用者が使用施設及び備品設備を汚損、き損、又は滅失したときは、ただちに当協会へ報告し、使用者及び当協会双方の立会いのもとで、その状況を確認し、これによって生じた損害を賠償していただきます。

- (3) 使用者は「9 施設の使用許可の取消等」により、使用の中止や許可の取消等を命ぜられた場合においても、ただちに使用施設、備品設備を原状に回復し、当協会の点検を受けていただきます。

13 広告又は看板等の設置

- (1) 使用者が施設内及び敷地内において広告もしくは催事の案内看板などの掲示を希望する場合は、掲示する場所、掲示方法、その他これらに関する事項について、事前に当協会にお申し出ください。
- (2) 掲示する広告物が名古屋市教育委員会の定める仮設広告物にあたる場合は、「教育委員会所管のスポーツ施設における仮設広告物の設置取扱い要綱」により所定の手続きを行ってください。
- (3) 使用者は当協会に対し、施設内及び敷地内に既存する広告又は看板等の取り外し、隠蔽もしくは削除を要求することはできません。

14 催事の撮影、中継及び収録

使用者が使用内容を撮影、中継又は収録する場合は、事前にその内容を当協会に届け出てください。

15 物品の販売・飲食の提供

使用者が施設内及び敷地内において物品の販売又は飲食の提供などを希望する場合は、使用者は実施場所、実施方法その他これらに関する事項について、すべて当協会の定めるところに従っていただきます。

16 免責と損害賠償責任

- (1) 「9 施設の使用許可の取消等」により、使用の許可を取り消され、又は使用の中止を命ぜられた場合、あるいは「8 使用の制限」により、使用の目的、内容の変更等が許可されない場合において、使用者がこれによって損害を受けても当協会はその損害を賠償する責任を負いません。
- (2) 不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導などにより、使用予定日の使用が不可能な事態が生じた場合、使用者がこれによって損害を受けても当協会はその損害を賠償する責任を負いません。
- (3) 施設使用に伴う人身事故及び物品・展示品等の盗難・破損事故などすべての事故については、当協会に故意又は重大な過失がない限り、当協会は一切の責任を負いません。

17 附則

- (1) この使用規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。ただし、この規則の施行の際、現に使用の許可を受けている場合については、なお従前の取扱いとします。
- (2) この使用規則は、予告なく改訂される場合があります。

別表 1

利用料金

使用区分				利用料の額 (円)	準備又は 撤去の場合 (円)	時間外利用 の場合 (円/時間)	時間外利用で 準備・撤去の場 合 (円/時間)
アマチュ アスポー ツ又はレ クリエー ション	全部 使用	入場料等徴収 又は営利目的	平日	480,000	240,000	60,000	30,000
			土日祝	580,000	290,000	73,000	36,500
		その他	平日	400,000	200,000	50,000	25,000
			土日祝	480,000	240,000	60,000	30,000
	2・3階の観覧席 使用せず	平日	200,000	100,000	25,000	12,500	
		土日祝	240,000	120,000	30,000	15,000	
興行			平日	2,200,000	1,100,000	275,000	137,500
			土日祝	2,500,000	1,250,000	313,000	156,500
見本市・展示会その他 これらに類すること			平日	1,840,000	920,000	230,000	115,000
			土日祝	2,300,000	1,150,000	288,000	144,000
式典・集会その他			平日	1,495,000	747,500	187,000	93,500
			土日祝	1,840,000	920,000	230,000	115,000

※9：00～21：00の時間を越えてご使用いただく場合は時間外利用となります。

施設名	単位	利用料の額 (円)
貴賓室	1日	30,000

別表 2

附属設備利用料

附属設備名	単位	利用料の額(円)	附属設備名	単位	利用料の額(円)
大型映像装置	1 式	100,000	一文字幕・ホリゾント幕	1 式	各 2,000
電光表示装置	1 式	25,000	金びょうぶ	1 双	5,000
電気得点表示装置(大)	1 式	9,000	演台(マイクロホン付)	1 台	2,000
電気得点表示装置(中)	1 式	3,000	司会台(マイクロホン付)	1 台	1,000
音響調整装置	1 式	15,000	指揮者台	1 台	500
照明器具(Aセット)	1 式	50,000	花台	1 台	300
照明器具(Bセット)	1 式	20,000	グランドピアノ	1 台	15,000
ピンスポットライト(3kw)	1 台	6,500	バスケットボールコートパネル	1 面	200,000
ピンスポットライト(2kw)	1 台	3,900	テニスコートマット	1 面	100,000
吊りフック	1 式	30,000	バドミントンコートマット	1 面	10,000
吊りバトン	4本以上6本未満	10,000	空手マット	1 面	1,000
	6本以上	20,000	バウンドテニスマット	1 面	500
機材運搬車	1 式	13,000	簡易フロアシート	全面	10,000
ロッカー(大)	1 個	20	冷暖房設備	1 式	(1時間あたり)22,000
ロッカー(小)	1 個	10	体操競技器具	1 式	1,000
スタッキングチェア	1 脚	65	種目別体育器具 他	1 式	1,000
壁面収納可動席	1 席	50	種目別体育器具(バウンドテニス)	1 式	200
組立て舞台ユニット	1 基	1,000	卓球台	1 台	200
プロセニウム幕・中割幕	1 式	各 5,000	審判台(国際式)	1 台	1,000

日本ガイシ スポーツプラザ 日本ガイシホール使用申込確認表

下記のとおり、受け付けしました使用希望日程について、決定しましたのでお知らせいたします。

日 程 の 決 定 日			
申 込 者	主催団体名等		
使用責任者 (連絡先)	氏 名		
	連 絡 先		
使用目的	催物の名称		
	催物の内容		
使 用 区 分			
使用期日	準 備	～	日
	使 用	～	日
	撤 去	～	日
	合 計		日
併用施設	第 2 競 技 場	～	
	第 3 競 技 場	～	
	そ の 他 ()	～	
	そ の 他 ()	～	

*使用申込書に必要事項を記入し、下記の期日までに提出してください。また、日本ガイシホール以外の施設を併用して使用する場合は、併せて当該施設の使用申込書を提出してください。

*使用申込書の提出期限は、使用期日の属する月の6ヶ月前までとなります。ただし、使用期日の属する月の6ヶ月前より後に使用申込確認表を受け取った場合は、その日程の決定日から2週間以内に使用申込書を提出してください。

日本ガイシホール 事業誘致課
〒457-0833 名古屋市南区東又兵ヱ町5-1-16
TEL 052-614-3111/FAX 052-614-3120
E-mail:jigyoyuti@nespa.or.jp
<http://www.nespa.or.jp/>

日本ガイシ スポーツプラザ 日本ガイシホール使用申込書

受付番号	
------	--

令和 年 月 日

[あて先] 名古屋市総合体育館NK共同事業体代表者

下記のとおり、日本ガイシホールを使用したいので、申し込みます。

申込者	住所	〒 TEL () -					
	主催団体名等						
	代表者氏名	生年月日 年 月 日					
使用(連絡責任者)	住所	〒 TEL () -					
	氏名						
使用目的	催物の名称						
	催物の内容						
	共催・後援・協賛団体名等						
使用期日	準備	令和 年 月 日	曜日	～	令和 年 月 日	曜日	日
	使用	令和 年 月 日	曜日	～	令和 年 月 日	曜日	日
	撤去	令和 年 月 日	曜日	～	令和 年 月 日	曜日	日
	合計						日
入場予定人員	名						
附属設備利用	有 ・ 無	使用区分	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	全部使用	入場料等徴収又は営利目的	1	
特別設備・器具等	有 ・ 無				その他	2	
入場者制限	有 ・ 無				アリーナのみ使用	3	
入場料等の徴収	有 ・ 無				興行	4	
営利目的	有 ・ 無				見本市・展示会これらに類するもの	5	
					式典・集会その他	6	

施設利用料		内 訳		太枠内のみ記入してください。	
準備	平日	円×	日＝	円	
	土日祝日	円×	日＝	円	一時金(3割相当額) 納入日
使用	平日	円×	日＝	円	円 No.
	土日祝日	円×	日＝	円	残 額 納入日
撤去	平日	円×	日＝	円	円 No.
	土日祝日	円×	日＝	円	附属設備等使用料 納入日
合計				円	円 No.

管理課長	管理課
事業誘致課長	事業誘致課

※ 名古屋市暴力団排除条例第7条の規定により、暴力団の利益になる使用は許可しません。また、使用許可後に暴力団の利益になる使用であることが判明したときは、使用許可の取り消し等を行います。
 上記自由を確認する必要がある場合には、申込書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。
 ※ ご記入いただきました個人情報は本施設使用許可以外には使用致しません。

日本ガイシ スポーツプラザ 日本ガイシホール使用予定取消依頼書

[あて先]日本ガイシ スポーツプラザ

下記とおり、日本ガイシホール等の使用を取り消します。

取 消 依 頼 日		令 和 年 月 日					
申 込 者	主催団体名等						
使用責任者 (連絡先)	氏 名						
	連 絡 先						
使用目的	催物の名称						
	催物の内容						
使 用 区 分							
取 消 期 日		令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () 日					
そ の 他 取 消 施 設	施設区分	取 消 期 日	曜日	区分	取 消 期 日	曜日	区分
	第2競技場	令和 年 月 日 ()		午前 午後1 午後2 夜間	~ .	令和 年 月 日 ()	午前 午後1 午後2 夜間
	第3競技場	令和 年 月 日 ()		午前 午後1 午後2 夜間	~ .	令和 年 月 日 ()	午前 午後1 午後2 夜間
	そ の 他 ()	令和 年 月 日 ()		午前 午後 夜間	~ .	令和 年 月 日 ()	午前 午後 夜間
	そ の 他 ()	令和 年 月 日 ()		午前 午後 夜間	~ .	令和 年 月 日 ()	午前 午後 夜間
取 消 事 由							

*ご記入いただきました個人情報は本業務以外には使用致しません。

管 理 課 長	管 理 課
事業誘致課長	事 業 誘 致 課



日本ガイシホール

NIPPONGAISHI HALL



〒457-0833 名古屋市南区東又兵衛町 5 丁目 1 番地の 16

TEL 052-614-3111 / FAX 052-614-3120

E-mail: jigyoyuti@nespa.or.jp

URL <http://www.nespa.or.jp/hall/>